



平成 17 年 4 月 11 日

独立行政法人都市再生機構東京都心支社

支社長 高松 慶幸 殿

東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号

株式会社 NIPPON コーポレーション

代表取締役 仁瓶 義夫

神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10 番 26 号

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役 犬伏 泰

文京区小石川二丁目地区土地譲渡契約に係る建設義務期限の延長について (お願い)

謹啓 益々御隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社業務の推進に当たり、格別のご厚情を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が貴機構より平成 15 年 11 月をもって譲り受けました東京都文京区小石川二丁目 3 番 1 外の土地に関し、貴機構にお願いいたしましたき事情が生じ、本書をご提出させていただいた次第でございます。

弊社は、貴機構の「土地有効利用事業」のため、これまで培ってきた経験等を活かしながら、良質なファミリー向けマンション分譲事業を計画、推進し、法令に適合する建築物として、平成 16 年 8 月末に建築確認済証 (貴機構に提出済み) 取得に至りました。

一方、計画地近隣住民の皆様は弊社に建築計画に関してご理解をいただくべく建築計画説明会を平成 16 年 6 月より逐次開催してまいりました。

また、これらの経過に於いては、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく斡旋 (不成立)、調停 (成立) で、中立的立場の方のご意見に傾聴し、建築計画の一部を変更する等、出来得る範囲内において対応してまいりましたが、残念ながら、現時点においては、近隣住民の皆様のご理解をいただけていない状況でございます。

弊社計画では、工事期間として約 18 ヶ月程度が必要になります。近隣住民との関係がこのま

ま続くようですと、土地譲渡契約第6条第1項に規定された建設義務期限までに建築物の建設を完了させることが困難となります。しかしながら、近隣住民との軋轢を残したままでの着工は、無用の混乱を生じさせることから、もうしばらく企業努力を重ねたいと考えております。

つきましては、これらの事情ご賢察のうえ、建設義務期限の延長について特段の取り計らいをお願いする次第でございます。

末筆ながら、貴機構のますますの御発展を祈念申し上げます。

謹 白